

## 野菜生産についてのQ & Aの改定について（野菜の廃棄方法）

Q10 放射性物質が検出された野菜の廃棄方法について、教えてください。

A10 出荷制限が行われている野菜等の廃棄方法については、緊急的な対応として、原子力安全委員会の助言に基づき、現在、

- ①すきこみ及び焼却は望ましくない。
- ②すでに刈り取ったものは、1箇所に集めて保管する。
- ③まだ刈り取っていないものは、すき込みをせずに、刈り取りをしてから、耕うん等の作業を行っても差し支えない。なお、刈り取ったものは、1箇所に集めて保管する。

旨を周知しているところですが、今般、関係部局との調整を踏まえ、以下のとおり地域ごとに各々の対応をすることになりました。

### （野菜の廃棄方法（5月6日より））

出荷制限措置がなされた野菜の処分については、次のように地域ごとにそれぞれの対応をすることになりました。

#### 1 福島県以外の地域

- ・ 出荷制限に伴いこれまで保管してあった野菜は、通常の一般の廃棄物として処分してよい（埋却、自治体が定める処分方法等）。
- ・ なお、農業用被覆資材等についても、これまでどおり通常の産業廃棄物として処分してよい。

#### 2 福島県の地域

##### ① 浜通り及び中通り地域

- ・ 出荷制限に伴い保管している野菜は、引き続き、すき込みはせずに1箇所に集めて保管し、処分は行わない。
- ・ なお、農業用被覆資材等についても同様に1箇所に集めて保管する。
- ・ また、これらの廃棄物の今後の処分方法については、別途、環境省等の関係機関が検討する当該地域の処分方法の検討結果を踏まえ、対応することになります。処分方法が決まりましたら、ご連絡します。

##### ② 会津地域

上記1の福島県以外の地域と同じ取扱いとなります。

- ・ 上記にも記載されていますが、今後、施設園芸から発生する使用済みのビニル等の被覆資材についても、処分方法を示したので、適切な処分に努めてください。